

令和3年度 山梨大学融合研究実践ドクターフェローシップ募集要項

1. 目的

本学が強みとする、融合研究を進める分野に所属する大学院博士課程の学生を対象とし、これから到来する不安定で先が見えない時代を見据え、独立して研究が行える能力の確保に加えて、個に蓄積された諸学を融合して解決策を創造し、その実現に向けて自由に分野や業種を越境できる勇気と実行力を身に着けた学生の育成を目指し、研究力の向上及び処遇向上とキャリアパスの支援を目的とする。

2. 募集対象

募集対象学生の所属は以下のとおり。

- (1) 発生工学技術開発・実践特別教育プログラム
- (2) 流域環境科学特別教育プログラム
- (3) 先端脳科学特別教育プログラム
- (4) 協応行動科学特別教育プログラム
- (5) 地方創生への貢献が期待できる分野に属する専攻
- (6) 選考審査において特に認めた場合は上記以外の専攻も対象とすることができる。

3. 採用人数

6名

4. 応募申請資格

申請資格は、2. に規定する専攻に所属し、優れた研究能力を有し、研究に専念することを希望する以下の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年4月に、本学大学院博士課程の新入学生であるか、博士課程在籍期間が12ヶ月未満であること。（「博士課程入学者」のうち「社会人」として扱われている者は除く）
- (2) 博士課程進学時に30歳未満であること。ただし、出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について配慮する。
- (3) 日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生、その他本国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (4) 指導教員の推薦を受けていること。

5. フェローシップ期間

期間は3年間とする。

6. 支援内容

研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究に取り組む機会を提供す

ることにより、将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、研究専念支援金及び研究費を支給する。

- ・研究専念支援金 月額15万円（毎月30日に支給）
- ・研究費 年額20万円

7. 申請手続

別紙申請書（様式1）を教務企画課大学院支援室に提出する。

8. フェローシップ応募期限

令和3年4月19日（月）17時まで（期限厳守）

9. 選考

フェローの選考は、山梨大学融合研究実践ドクターフェローシップ選考審査委員会において行う。

10. 選考方法及び審査方針

選考は、申請書及び研究計画書等に関するプレゼンテーションにより、以下の（1）から（4）の審査方針に基づいて行う。

- （1）学術の将来を担う優れた研究者になることが十分期待できること。
- （2）自身の研究課題設定に至る経緯が示されており、かつその着想が優れていること。また、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- （3）研究を遂行する能力が優れていること
- （4）日本学術振興会特別研究員への申請経験があることも重視する。

11. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に通知する。

12. フェローの義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- （1）出産・育児に係る中断又は傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること
- （2）本学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること
- （3）研究活動の状況を定期的に本学に報告すること
- （4）メンターによる面談を定期的に受けること
- （5）日本学術振興会特別研究員への申請を行うこと

13. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、研究専念支援金及び研究費の支給を停止

し、返還を求める場合がある。

- (1) 4.の申請資格を喪失した場合
- (2) 研究計画の遂行状況又は前条の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) フェローから辞退の申し出があった場合
- (4) その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合

2 返還額については次のとおりとする。

研究専念支援金

区 分	減額の基準
月の1日から15日までに受給資格が得られた場合	当該月分を全く減額しない
月の16日以降に受給資格が得られた場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の1日から15日までに受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の全ての額を減額する
月の16日以降に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分の1/2の額を減額する
月の最終日に受給資格が取りやめとなった場合	当該月分を全く減額しない
死亡した場合	当該月分を全く減額しない

研究費

受給資格を得た日から取りやめとなった日までの未使用分。

14. キャリアパスについて

- ・フェローが希望する場合は、博士課程修了に引き続き本学特任助教として雇用することがある。
- ・特任助教の雇用期間は2年とし、雇用期間満了前の審査（教員評価の結果等）により、雇用更新又は雇用期間の定めのない職員として採用することがある。

担当：教務企画課大学院支援室
(総合研究棟2階)

内線：8042、8271